

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

吹田市議会会議録 1 号

令和8年（2026年）2月18日（水）（第1日）

吹田市議会会議録 1 号

令和8年2月定例会

○ 議事日程

令和8年2月18日 午前10時開議

1 会期の決定について

2 施政方針について

3 議案第30号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第8号）

報告第1号 専決処分報告

専決第1号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第7号）

議案第1号 吹田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第2号 吹田市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 吹田市立子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 吹田市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 吹田市保健所事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 吹田市水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 吹田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 吹田市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 （仮称）南千里駅前公共公益施設整備事業契約の一部変更について

議案第12号 高浜橋耐震補強及び補修工事請負契約の一部変更について

議案第13号 佐井寺西土地区画整理事業に係る雨水調整池等築造工事（その1）請負契約の一部変更について

議案第14号 吹田市立小・中学校特別教室等空調設備整備事業契約の一部変更について

議案第15号 吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の一部変更について

議案第16号 包括外部監査契約の締結について

議案第17号 地方独立行政法人市立吹田市民病院第4期中期計画の認可について

4 議案第18号 市道路線の認定について

議案第19号 令和8年度吹田市一般会計予算

議案第20号 令和8年度吹田市国民健康保険特別会計予算

議案第21号 令和8年度吹田市部落有財産特別会計予算

議案第22号 令和8年度吹田市勤労者福祉共済特別会計予算

議案第23号 令和8年度吹田市介護保険特別会計予算

議案第24号 令和8年度吹田市後期高齢者医療特別会計予算

議案第25号 令和8年度吹田市公共用地先行取得特別会計予算

議案第26号 令和8年度吹田市病院事業債管理特別会計予算

議案第27号 令和8年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算

- 議案第28号 令和8年度吹田市水道事業会計予算
 - 議案第29号 令和8年度吹田市下水道事業会計予算
 - 議案第31号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第9号）
 - 議案第32号 令和7年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 - 議案第33号 令和7年度吹田市勤労者福祉共済特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第34号 令和7年度吹田市介護保険特別会計補正予算（第3号）
 - 議案第35号 令和7年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
 - 議案第36号 令和7年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第37号 令和7年度吹田市水道事業会計補正予算（第2号）
 - 議案第38号 令和7年度吹田市下水道事業会計補正予算（第2号）
-

○ 付 議 事 件

議事日程のとおり

○ 出席議員 33 名

1 番	益 田 洋 平	2 番	梶 川 文 代
3 番	五 十 川 有 香	4 番	西 岡 友 和
5 番	久 保 直 子	8 番	後 藤 恭 平
9 番	中 西 勇 太	10 番	玉 井 美 樹 子
11 番	山 根 建 人	12 番	村 口 久 美 子
13 番	後 藤 久 美 子	14 番	川 田 尚
15 番	江 口 礼 四 郎	17 番	浜 川 剛
18 番	井 上 真 佐 美	19 番	野 田 泰 弘
20 番	竹 村 博 之	21 番	塩 見 み ゆ き
22 番	柿 原 真 生	23 番	清 水 亮 佑
24 番	今 西 洋 治	25 番	林 恭 広
26 番	澤 田 直 己	27 番	白 石 透
28 番	有 澤 由 真	29 番	矢 野 伸 一 郎
30 番	小 北 一 美	31 番	橋 本 潤
32 番	乾 詮	33 番	高 村 将 敏
34 番	井 口 直 美	35 番	泉 井 智 弘
36 番	藤 木 栄 亮		

○ 欠席議員 0 名

○
(午前10時 開会)

○矢野伸一郎議長 ただいまから2月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

応招議員は33名、ただいまの出席議員は33名でありまして、病気その他の理由による欠席届出者はありません。

本日の議事日程はお手元に配付いたしてありますので、それにより御承知願います。

本定例会の会議録署名議員を私から指名いたします。

9番 中西議員、14番 川田議員、17番 浜川議員、以上の議員にお願いいたします。


そのほか、本定例会の議事説明員につきましては、別紙、お手元に配付いたしてあります令和8年2月定例会議場座席表に記載の議事説明員のとおり出席要請いたしましたので、御承知願います。

次に、本年1月26日に、石川議員から、同日付をもって議員を辞職したい旨の辞表が提出され、閉会中につき、地方自治法第126条及び会議規則第137条第2項の規定により、これを許可しましたので、御報告いたします。

議 場 座 席 表

令和8年2月定例会
(2026年)

					議会議務局長 岡本 太郎		事務局席				
					議長 矢野 伸一郎						
総務部長 山下 栄治		行政経営部長 今峰 みちの		市民部長 大山 達也		都市魅力部長 脇寺 一郎		児童部長 道場 久明		福祉部長 梅森 徳晃	
市長 後藤 圭二		副市長 春藤 尚久		副市長 辰谷 義明		危機管理監 岡田 貴樹		消防長 山田 武史		健康医療部長 岡松 道哉	
市議員 伊藤 さおり		理事（公共施設整備担当） 伊藤 登		都市計画部長 清水 康司		環境部長 道澤 宏行		下水道部長 愛甲 栄作		水道事業管理者職務代理者水道部長 原田 有紀	
教育長 大江 慶博		教育監 植田 聡		学校教育部長 井田 一雄		地域教育部長 二宮 清之		土木部長 眞壁 賢治		理事（地域整備担当） 梶崎 浩明	
税務部長 中村 大介		理事（地域整備担当） 梶崎 浩明		土木部長 眞壁 賢治		地域教育部長 二宮 清之		教育監 植田 聡		学校教育部長 井田 一雄	

 = 議事説明員

9 (吹田党・参政党) 中西 勇太		8 (吹田党・参政党) 後藤 恭平		7	
6		5 (参政党) 久保 直子		4 (立憲民主党) 西岡 友和	
3 (市民と歩む議員の会) 五十川 有香		2 (市民と歩む議員の会) 梶川 文代		1 (日本共産党) 益田 洋平	
19 (公明党) 野田 泰弘		18 (公明党) 井上 真佐美		17 (公明党) 浜川 剛	
16		15 (大阪維新の会) 江口 礼四郎		14 (大阪維新の会) 川田 尚	
12 (日本共産党) 村口 久美子		11 (日本共産党) 山根 建人		10 (日本共産党) 玉井 美樹子	
30 (公明党) 小北 一美		29 (公明党) (矢野 伸一郎)		28 (自民党吹田・無所属の会) 有澤 由真	
27 (自民党吹田・無所属の会) 白石 透		26 (自民党吹田・無所属の会) 澤田 直己		25 (大阪維新の会) 林 恭広	
22 (日本共産党) 柿原 真生		21 (日本共産党) 塩見 みゆき		20 (日本共産党) 竹村 博之	
36 (自民党吹田・無所属の会) 藤木 栄亮		35 (自民党吹田・無所属の会) 泉井 智弘		34 (大阪維新の会) 井口 直美	
33 (大阪維新の会) 高村 将敏		32 (大阪維新の会) 乾 詮		31 (大阪維新の会) 橋本 潤	

○**矢野伸一郎議長** 議事に先立ち、市長の挨拶を受けることにいたします。市長。

（市長登壇）

○**後藤圭二市長** おはようございます。2月定例会の開会に当たりまして、今定例会に御参集を賜りありがとうございます。御挨拶を申し上げるとともに、ただいまより、今回提案予定の案件の御説明をさせていただきます。

報告案件といたしまして、令和7年度吹田市一般会計補正予算（第7号）に関する専決処分報告が1件、条例案件といたしまして、吹田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定等10件、単行事件といたしまして、（仮称）南千里駅前公共公益施設整備事業契約の一部変更等8件、予算案件といたしまして、令和8年度吹田市一般会計予算等11件、並びに令和7年度吹田市一般会計補正予算（第8号）等9件でございます。

以上のほかに追加予定案件といたしまして、報告案件として、損害賠償額の決定に関する専決処分2件、条例案件として、吹田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定1件、単行事件として、吹田市藤白台市民ホールの指定管理者の指定1件、人選案件として、来る3月31日をもって任期満了となります辰谷義明副市長及び3月29日をもって任期満了となります谷池雅子教育委員会委員、同じく3月29日付をもって任期満了となります田中義久固定資産評価審査委員会委員の後任につきましては、それぞれ成案が得られましたら、追加提案をさせていただきたく存じますので、よろしく願い申し上げます。

また、案件外として、人権擁護委員の推薦につきましては、令和8年12月31日をもって任期満了となります山西美明委員、廣瀬恵美子委員、浅野龍夫委員、上坂純朗委員及び津田郁夫委員の後任につきまして、それぞれ法務大臣に推薦するために必要な議会の御意見を賜りますようお願いをいたします。

以上が、今回提案を予定しております案件でございます。

それぞれの詳細につきましては、副市長及び担当

部長より説明をさせていただきますので、よろしく御審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願いを申し上げます。

なお、後ほど、令和8年度に臨みましての施政方針を申し述べさせていただきたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

○**矢野伸一郎議長** これより議事に入ります。

○**矢野伸一郎議長** 日程1 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日から3月24日までの35日間といたしたいと存じます。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、会期は35日間と決定いたしました。

○**矢野伸一郎議長** 次に、日程2 施政方針についてを議題といたします。

市長の施政方針を受けることにいたします。市長。

（市長登壇）

○**後藤圭二市長** 令和8年度の当初予算をはじめ、各議案の御審議をお願いするに当たりまして、市政運営の基本方針や新年度の展望を市民の皆様にお伝えをいたします。

物価上昇が続き、市民生活には様々な影響が及んでいます。先行き不透明な社会情勢が続く中、政府は責任を持って経済対策を講じなければなりません。本市も基礎自治体として、地域の実情に応じた対応に努めてまいります。

これまで本市は、子供・子育て世帯、障がい者、高齢者、生活困窮世帯などにそれぞれ焦点を当てた支援策を安定的に推進してまいりました。

一方、我が国全体では少子化に歯止めがかからず、年間の出生数は70万人を下回り、婚姻率低下や単身世帯の増加など、経験したことがない社会への移行が進んでいます。こうした中では、豊かな暮らしの基盤として、あらゆる世代の人々が互いに支え合いながら暮らす地域共生社会への転換が必要と考えます。市民、事業者など様々な担い手とともに、それ

ぞれの強み、使命を持ち寄り、連携した取組を進めます。

また、引き続き子育て世帯の負担軽減に向けた支援に努めるとともに、介護予防をはじめ、市民の健康寿命延伸にも力を入れてまいります。

本市は、他に誇る健康と医療のまちです。その核となる北大阪健康医療都市（健都）は成長を続け、存在感を高めてきました。

健都イノベーションパークでは、国立循環器病研究センターや国立健康・栄養研究所との連携の下、最新の知見を生かした民設民営の食育研究の拠点を整備し、食環境モデルの構築を進めます。

各地で地震や大規模火災などの災害が相次いでいます。基礎自治体は、日々の暮らしのサポートはもとより、いつ来るか分からない災害から市民の命を守り抜くという使命も果たさなければなりません。

一昨年、大規模な地震や豪雨により甚大な被害を受けた能登半島はいまだ復興途上にあります。本市が輪島市で応急対応や復旧業務をお支えた際に得た教訓の数々は、間違いなく本市の危機対応能力を高めました。

引き続き、災害支援経験を生かし、災害に強く安心して暮らせるまちづくりに注力してまいります。

豪雨災害の多発や厳しさを増す暑熱環境など、気候変動の影響は、日常の暮らしにも広がっています。省エネ、節エネ、スリーRなど、全庁を挙げて環境配慮に努めます。

昨年度に策定した教員の働き方改革グランドデザインをはじめ、未来を担う子供たちのための教育改革を進めています。部活動の外部委託などの推進により、教員が子供たち一人一人と向き合う時間を確保し、本市の教育の質を一層向上させる環境をつくります。

不登校児童・生徒支援については、教育支援教室に加え、オンライン上の仮想空間（メタバース）も活用することで、多様なつながりと社会的自立への道を開いてまいります。

高度経済成長期から半世紀以上が経過し、全国的に都市の老朽化が顕在化しています。まちの活力の基盤たる各種の公共インフラを、これからも健全な

状態で未来へ引き継がなければなりません。

未来世代に過大な負担を背負わせないように、計画的な維持管理と更新に努めます。その一例として、水道事業においては、使用者たる市民の御理解を得て、適正な料金設定の下、安全な水道水を安定供給する責任を果たしてまいります。

上の川周辺地域では、河川上部空間を活用した緑をつなぐ遊歩道の整備を進めています。現在、工事を進めている区間は令和7年度末の完成を、延伸区間は令和8年度の工事着工を目指します。

本市最後とも言える大規模な面的整備である佐井寺西土地区画整理事業では、造成工事と併せ、阪急千里線と都市計画道路との立体交差工事などを本格化し、安全で快適なまちの都市基盤づくりに取り組みます。

また、中の島公園では、官民連携により再整備工事に着手しており、スポーツと憩いの場として親しんでいただけるよう取り組んでまいります。

スポーツや文化、芸術に触れ合うことは、暮らしに彩りをもたらします。より豊かな市民生活の実現に努めてまいります。

持続可能な市政運営のために、行政は、市民ニーズにお応えするための政策推進と、健全な財政の維持、そのバランスを取る責任を担っています。近視眼的な考えでブレーキをかけるのではなく、中・長期的な視点に立ち、未来への必要な投資を的確に行うとともに、財政基盤の健全化に努めます。

DXの推進により、業務改革と市民サービスの向上を図ります。また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を進めることと併せ、ゼロハラを目指し、全ての職場において、心理的安全性を高め、働きやすい職場環境を整えます。

本市が各施策を迅速かつ効果的に進めることができているのは、議会をはじめ、多くの皆様のお力とお知恵、御協力によるものです。改めて敬意を表し、心よりお礼を申し上げます。

第4次総合計画の下、市民が一人一人の人権を尊重し合い、日々の暮らしの中に幸せと誇りを実感できる持続可能なまちの実現に向け、今後とも職員一同、誠意と知恵を結集して取り組むことをお約束を

し、令和8年度に向けた施政方針といたします。



○矢野伸一郎議長 次に、日程3 議案第30号を議題といたします。

理事者の説明を求めます。行政経営部長。

(行政経営部長登壇)

○今峰みちの行政経営部長 御上程いただきました議案第30号 令和7年度吹田市一般会計補正予算(第8号)につきまして御説明申し上げます。

議案書93ページをお願いいたします。

今回の歳入歳出予算の補正は6億7,848万5,000円を追加し、補正後の総額を1,862億3,614万3,000円とするものでございます。

95ページ下段の歳出の表をお願いいたします。

第3款 民生費、第2項 児童福祉費で6億7,848万5,000円の追加は、物価高対応子育て応援手当の追加支給に係る経費でございます。

上段の歳入の表をお願いいたします。

第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金で6億5,760万9,000円の追加は、総務費国庫補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、第18款 繰入金、第1項 基金繰入金で2,087万6,000円の追加は、財政調整基金繰入金でございます。

96ページ、97ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正でございますが、第3款 民生費、第2項 児童福祉費、物価高対応子育て応援手当給付事業につきまして、事業の性質上、年度内に支出が終わらないことが見込まれるため、お示しのとおり変更するものでございます。

議案第30号の説明は以上でございます。

なお、議案参考資料415ページから416ページに本案に係る資料をお示しいたしております。

よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 説明が終わりました。

続いて、質問を受けることにいたします。22番 柿原議員。

(22番柿原議員登壇)

○22番 柿原真生議員 日本共産党の柿原真生でございます。

議案第30号の今回の一般会計の補正予算について、数点お伺いしたいと思います。

本来、税金の集め方、使い方は所得再分配が基本ではないのかというふうに考えます。政治はその役割を果たさず、むしろ格差が拡大している状況とも言えます。

本市においては、今回の交付金の使途について格差を拡大することなく、再分配の原則的な支出となるべきであるというふうに考えております。その点を踏まえて質問をさせていただきます。

国の子供1人当たり2万円を支給する事業とは別に、本市の補正予算案のように、さらに子供に給付金を出す自治体はどれだけあるのかお答えください。

今回、1万円上乘せする事業を選択しましたが、政策決定に関わった部署並びに検討経過を時系列でお答えください。

昨年12月に国からの交付額が示され、約6億円追加で事業を実施することが可能となりましたが、この使い道について、なぜ全庁照会をかけなかったのでしょうか、お答えください。

また、議運の場での説明で、行政経営部長は、他の部署から実施したい事業があったのに手を挙げられなかったといった声は後から出ないと思うと言われていましたが、確認をされていないのに、なぜそれが言えるのでしょうか、お答えください。

物価高騰対策交付金の趣旨は、広く影響を受けている国民への対応です。公平性の観点や事業実施のスピードを重視すれば、水道料金の基本料金減免やギフトカードなど、他市のように全市民対象の事業を行うほうが納得性が高いと考えます。困っていない人にも届きますが、困っている人にも漏れなく届くからです。

しかし、昨年11月定例会での交付金事業の予算提案では、本市では結局、全市民対象の事業は行っていません。デジタル商品券は、あくまで全市民にチャンスが開かれているというだけで、全市民の手元に届くわけではなく、比較的若い世代、デジタルを使いこなしている方々に有利な事業です。

子供がいる世帯が全て困っているわけではなく、さらに1万円ずつ上乘せをすれば、市民の間で不公

平が拡大するのではないのでしょうか。11月定例会でも、真に困窮している世帯が取り残されることへの市の認識を問いました。市は福祉施策を様々行っていると言われていましたが、子供向けにも同じように様々行っており、条件は同じはずです。

今回、迅速性や効率性のみが優先された結果、既の実施をしようとしている、既に決まった枠組みの中で事業を選んだということだと推測します。11月議会で指摘した市民の間の公平性は顧みられていないようです。高齢者世帯、子供のいる世帯以外は支援の必要はないのか。急な選挙でこの1か月職員の負担が大きく、検討する間がなかったと言われるかもしれませんが、なぜ真に困窮している世帯への支援を検討しなかったのか疑問です。市長の見解を問います。

以上で1回目の質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 まず児童部より答弁申し上げます。

独自で子供に上乘せ給付を行う自治体につきまして、現在把握しているところでは、大阪府内で1町、全国中核市では6市でございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 続きまして、行政経営部より御答弁申し上げます。

まず、御提案までの経過でございますが、11月定例会でも御説明のとおり、国の経済対策と補正予算案の閣議決定を受け、重点支援地方交付金約20億円を活用した5事業と、物価高対応子育て応援手当給付事業とを盛り込んだ補正予算（第6号）を編成いたしました。その後、正式通知により交付額が約26.5億円であることが判明いたしました。（第6号）の5事業に追加する形で6.5億円相当の活用策の検討に入ったのが、11月定例会閉会后でございます。

行政経営部において、特別職とも相談しながら、国の経済対策の趣旨を踏まえ、子育て支援に活用する方向性を見いだしたのが1月前半で、具体的な取組の検討を見童部に依頼いたしました。1月後半には、見童部において子育て応援手当1万円を支給す

る案が取りまとめ、実施計画、予算編成の手続を経て、今回の予算提案に至ったものでございます。

検討経過は以上のとおりであり、（第6号）と（第8号）とを合わせ、子育て世帯に重点を置きつつ、家計支援に加え、福祉事業者や医療機関、中小企業への支援、また地域経済にも寄与する事業構成といたしております。26.5億円の交付金活用策の全体像として妥当な予算配分を見込めたため、庁内照会は行っておりません。

また、交付金総額や補正予算編成に係るスケジュールは庁内で認識をされており、事業提案の機会がなかったというような状況ではございません。

次に、事業対象に係る御質問に、まずは行政経営部からお答えいたします。

国の経済対策の趣旨を踏まえ、重点支援地方交付金の効果的かつ迅速な活用を図るべき立場から、給付目的の明確性や支援の迅速性、また活用できる金額など、様々な観点を考慮し、総合的に判断してきたものでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 御質問にもございましたこのたびの政治的な動きにより、自治体は様々に迅速な対応を迫られてまいりました。その中で、重点支援地方交付金の公平かつ効果的な活用法について、その検討プロセスも含めまして、最善となる方策をただいま担当から答弁をさせていただきました。そして、検討した結果、今回提案をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 22番 柿原議員。

（22番柿原議員登壇）

○22番 柿原真生議員 ちょっと聞いてることにちゃんと答えていただけていないんですけど、なぜ真に困窮している世帯への支援を検討しなかったのかということですか。

それから、スケジュール的な問題でも、恐らく総選挙のことをおっしゃられていると思いますが、総選挙のタイミングとこの検討の経過においてですね、

これはちょっと委員会のほうで詳しくお聞きしたい
と思います。

結局はですね、迅速性というものを最優先をされた
ということだと思います。ただ、今回の事業も含
めて、翌年度に繰越しをする事業は幾つもあるわけ
ですから、時間がかかっても検討すべきだったとい
うふうに思います。やらない理由ってというのが一体
何なのか。結局、手間を惜しんだということなのか
というふうに考えます。こういう姿勢で本当にいい
のかということをお願いして、質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案につきまして
は、予算常任委員会に付託いたします。

なお、予算常任委員会委員長から、クラウド上な
どに掲載してあります招集通知のとおり委員会が招
集されていますので、御承知願います。



○矢野伸一郎議長 次に、日程4 報告第1号、議案
第1号から議案第29号まで及び議案第31号から議案
第38号までを一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。行政経営部長。

(行政経営部長登壇)

○今峰みちの行政経営部長 御上程いただきました議
案のうち、まず報告案件の第1号 令和7年度吹田
市一般会計補正予算(第7号)につきまして御説明
申し上げます。

議案書5ページをお願いいたします。

本報告は、本年1月19日に、地方自治法第179条
第1項の規定により専決処分いたしました補正予算
につきまして、同条第3項の規定により御報告し、
御承認をお願いするものでございます。

6ページをお願いいたします。

専決第1号 令和7年度吹田市一般会計補正予算
(第7号)でございますが、歳入歳出予算の総額に
それぞれ2億3,959万7,000円を追加し、補正後の総
額をそれぞれ1,855億5,765万8,000円とするもので
ございます。

7ページ下段の歳出の表をお願いいたします。

第2款 総務費、第4項 選挙費で2億3,959万
7,000円の追加は、衆議院議員総選挙、最高裁判所

裁判官国民審査及び大阪府知事選挙の執行に係る経
費でございます。

上段の歳入の表をお願いいたします。

第14款 国庫支出金、第3項 委託金で1億
5,525万9,000円の追加は、総務費委託金で衆議院議
員総選挙執行委託費委託金、第15款 府支出金、第
3項 委託金で8,309万8,000円の追加は、総務費委
託金で大阪府知事選挙執行委託費委託金、第18
款 繰入金、第1項 基金繰入金で119万7,000円の
追加は、財政調整基金繰入金、第19款 諸収入、第
5項 雑収入で4万3,000円の追加は、雇用保険料
本人負担分でございます。

報告第1号の御説明は以上でございます。

よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。
続きまして、議案第2号・第16号及び第31号につ
いて、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第2号 吹田市行政手続条例の一部を
改正する条例の制定につきまして御説明申し上げま
す。

議案書29ページをお願いいたします。

本案は、本年5月21日に施行される行政手続法の
改正により、同法の適用を受ける通知の公示送達
の方法につきまして、インターネットで閲覧できる状
態にしなければならないこととなったことに伴い、
条例の適用を受ける通知の公示送達の方法につきま
しても同様に変更をするものでございます。

改正案の内容につきまして、議案参考資料13ペー
ジ以降の現行・改正案対照表により御説明を申し上
げます。

改正案の第15条第3項及び第4項は、聴聞の通知
の公示送達の方法等につきまして、行政手続法と同
様に定めるものでございます。

第15条のその他の改正及び第16条から15ペー
ジの第29条までの改正につきましては、読替規定の整理、
その他の規定整備を行うものでございます。

議案書にお戻りいただき、30ページをお願いいた
します。

附則につきましては、この条例の施行期日を本年
5月21日と定めるものでございます。

なお、参考資料といたしまして、議案参考資料17

ページに本案の概要をお示しいたしております。併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第16号 包括外部監査契約の締結につきまして御説明申し上げます。

議案書61ページをお願いいたします。

本案は、令和8年度における包括外部監査契約の締結に当たり、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、御議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため、包括外部監査人の監査を受け、報告を受けること、期間は本年4月1日から翌年3月末までを予定し、契約金額は1,174万8,000円を上限とするものでございます。

契約の相手方は、公認会計士の横田慎一氏でございます。

参考資料といたしまして、議案参考資料の69ページから75ページにおきまして、相手方の履歴書、候補者選定の概要、地方自治法に基づく監査委員への意見照会についてお示しをしております。

監査委員からは、契約締結に異議はない旨の回答を頂いているものでございます。

次に、議案第31号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第9号）につきまして御説明申し上げます。

議案書103ページをお願いいたします。

今回の歳入歳出予算の補正は33億9,704万9,000円を減額し、補正後の総額を1,828億3,909万4,000円とするものでございます。

108ページをお願いいたします。

歳出の補正につきまして、補正額とその内容について、決算見込みによる調整以外の主なものを中心に御説明をいたします。

第1款 議会費で2,404万6,000円を、第2款 総務費では8億8,599万7,000円を、第3款 民生費では30億9,509万3,000円をそれぞれ減額、第4款 衛生費では7億6,919万5,000円を追加し、廃棄物処理施設整備基金への積立金などを計上、第5款 労働費で1,890万8,000円を、第6款 農業費で1,539万1,000円を、第7款 商工費で3億6,611万5,000円を、109ページに移りまして、第8款 土木費では17億2,617万2,000円を、第9款 消防費では3億

8,241万8,000円をそれぞれ減額いたしております。

第10款 教育費では22億4,928万2,000円を追加し、小・中学校におけるトイレリニューアル、経年劣化対策、昇降機棟増築、支援教室空調設置などの工事費等を計上しております。

第11款 公債費で3,336万6,000円を減額。

第12款 諸支出金では1億3,198万円を追加し、公共施設等整備基金への積立金などを計上しております。

105ページにお戻りください。

歳入につきましては、第1款 市税で26億8,093万4,000円を追加、第2款 地方譲与税で3,700万円を減額、第3款 利子割交付金で5,700万円を追加、第4款 配当割交付金で5,100万円を減額、第6款 法人事業税交付金で9,400万円を減額、第7款 地方消費税交付金で6億円を追加、第8款 環境性能割交付金で6,400万円を減額、第9款 地方特例交付金で66万7,000円を減額。

106ページに移りまして、第10款 地方交付税で12億4,787万5,000円を追加、第12款 分担金及び負担金で47万3,000円を追加、第13款 使用料及び手数料で2,903万9,000円を減額、第14款 国庫支出金で3,235万円を減額、第15款 府支出金で5億8,886万9,000円を減額、第16款 財産収入で2億9,876万4,000円を追加、第17款 寄附金で6億5,897万6,000円を減額、第18款 繰入金で82億5,728万4,000円を減額、第19款 諸収入で1億1,289万3,000円を減額。

107ページに移りまして、第20款 市債で13億8,410万円を追加、第21款 繰越金で、令和6年度の繰越剰余金2億5,988万3,000円を計上いたしております。

次に、110ページ、111ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正で追加といたしまして112ページ、113ページまでの15事業、変更では2事業ございます。追加につきましては、それぞれ、国の令和7年度予算による国庫支出金を活用して実施するも、年度内の事業完了が困難であるもののほか、関係者との協議、調整に時間を要し、年度内の事業完了が困難となった等の理由により、令和8年度に

繰り越すもの、変更につきましては、繰越しの金額をお示しのとおり変更するものでございます。

114ページ、115ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正でございますが、お示しの事業につきまして、追加または廃止をするものでございます。

116ページ、117ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正でございますが、追加といたしまして、お示しの1事業を追加し、変更といたしまして、126ページ、127ページまでの32事業につきまして、お示しのとおり限度額を変更するものでございます。

議案第31号の説明は以上でございます。

なお、議案参考資料417ページから475ページに本案に係る資料をお示しいたしております。

以上が、議案第2号・第16号及び第31号の御説明でございます。

よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

(児童部長登壇)

○道場久明児童部長 御上程いただきました議案第1号及び第4号につきまして、提案の理由及びその概要を一括して説明申し上げます。

これらの議案につきましては、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な生育環境を整備するため、保育所等に入所していないゼロ歳6か月から満3歳未満の児童が、保護者の就労要件等を問わず、保育所等を一定時間利用できる乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度を新たな給付制度として実施するに当たり、法の規定により条例で定めるところとされました事項につきまして、それぞれ定めようとするものでございます。

まず、議案第1号 吹田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして説明申し上げます。

議案書の27ページを御覧いただきたく存じます。

本案は、児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

以下、条例案の概要につきまして説明申し上げます。

第1条は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準につきまして、第2条に定める基準のほかは内閣府令に定めるとおりとするものでございます。

第2条は、利用定員に達しない認定こども園が、利用定員の範囲内で在園児と一体的に本事業を実施する場合の設備及び職員の基準を、吹田市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例に定めるとおりとするものでございます。

附則でございますが、第1項につきましては、この条例の施行期日を公布の日と定めるものでございます。

次に、第2項につきましては、吹田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、本条例の制定に伴う文言の整理を行うものでございます。

なお、参考資料といたしまして、議案参考資料の5ページに、附則第2項による条例改正の現行・改正案対照表をお示しいたしております。

続きまして、議案第4号 吹田市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明申し上げます。

議案書の33ページを御覧いただきたく存じます。

本案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料により説明申し上げますので、21ページからの現行・改正案対照表を御覧いただきたく存じます。

改正案第4条につきましては、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を内閣府令に定めるとおりとするものでございます。

改正案第5条につきましては、条項の移動を行うものでございます。

22ページにかけての改正案第6条につきましては、保育所等の利用に係る子供のための教育・保育給付に関する虚偽報告等を行った者に対する過料賦課の

対象に、今回創設されました乳児等のための支援給付に係る虚偽報告等を行った者を追加するものでございます。

議案書33ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございますが、この条例は本年4月1日から施行することといたしております。

なお、その他の参考資料といたしまして、7ページから12ページまでに乳児等通園支援事業の概要と関係条例等についてお示しいたしておりますので、併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

以上が、議案第1号及び議案第4号の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 子育て支援センター担当理事。

（子育て支援センター担当理事登壇）

○北澤直子理事（子育て支援センター担当） 御上程いただきました議案第3号 吹田市立子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案書の31ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う規定整備を行うものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料19ページの現行・改正案対照表を御覧いただきたいと存じます。

第5条第1項第4号の改正でございますが、引用しております障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、条項移動が行われたことから、改正が必要となったものでございます。

議案書の31ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上が、本案の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 健康医療部長。

（健康医療部長登壇）

○岡松道哉健康医療部長 御上程いただきました議案第5号、議案第17号、議案第32号及び議案第35号につきまして、提案の理由及びその概要を一括して御説明申し上げます。

まず、議案第5号 吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案書35ページをお願いいたします。

子ども・子育て支援法等の改正により、子ども・子育て支援金制度が創設され、保険者が子ども・子育て支援納付金を拠出しなければならないこととなり、保険者はその費用について、被保険者から新たな保険料を現行の保険料と合わせて徴収することとされました。

本案は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、その保険料である子ども・子育て支援納付金賦課額を徴収するとともに、保険料軽減対象を拡大するものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げますので、議案参考資料23ページからの現行・改正案対照表をお願いいたします。

第8条の2の改正につきましては、保険料の賦課額に新たに子ども・子育て支援納付金賦課額を定めるものでございます。

第9条から27ページの第12条の9までの改正につきましては、所要の規定整備でございます。

次に、改正案第12条の11から29ページの12条の15までにつきましては、子ども・子育て支援納付金賦課額の算定方法等を定めるものでございます。

30ページにかけての第16条の改正につきましては、所要の規定整備でございます。

次に、31ページの第16条の2第1項第2号の改正につきましては、保険料の5割軽減の軽減判定所得基準を変更するもので、被保険者数に乗ずる基準額を現行の30万5,000円から31万円に、同項第3号の改正につきましては、2割軽減の軽減判定所得基準を変更するもので、被保険者数に乗ずる基準額を現行の56万円から57万円にそれぞれ引き上げるもので

ございまして、これら基準額を引き上げることであり、保険料の軽減対象の拡大を行うものでございます。

次に、32ページの改正案の同条第5項、33ページにかけての第16条の5、34ページにかけての第16条の6の改正につきましては、それぞれ保険料の減額を行う対象に、子ども・子育て支援納付金賦課額を追加するものでございます。

次に、35ページの改正案第16条の7につきましては、子ども・子育て支援納付金賦課額のうち、18歳未満被保険者の被保険者均等割額の全額を減額することを定めるものでございます。

議案書40ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございしますが、この条例は本年4月1日から施行し、令和8年度以後の年度分の保険料について適用することといたしております。

なお、議案参考資料37ページ及び38ページに本案の概要をお示しいたしておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第17号 地方独立行政法人市立吹田市民病院第4期中期計画の認可につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

議案書63ページを御覧ください。

本案は、地方独立行政法人法の規定に基づき、中期計画を認可するため提案するものでございます。

以下、第4期中期計画の構成につきまして御説明申し上げます。

64ページから66ページを御覧ください。この中期計画は前文と次の12項目で構成しております。

まず、第1では、中期計画の期間について定めるものでございます。

第2では、市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置について、第3では、業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するため取るべき措置について、第4では、財務内容の改善に関する目標を達成するため取るべき措置について、第5では、その他業務運営に関する重要事項を達成するため取るべき措置について、第6では、予算、収支計画及び資金計画について、第7では、短期借入金の限度額

について、第8では、出資等に係る不要財産または出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画について、第9では、前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、または担保に供する計画について、第10では、剰余金の使途について、第11では、料金に関する事項について、最後に、第12では、吹田市地方独立行政法人法施行細則で定める業務運営に関する事項について定めるものでございます。

なお、議案参考資料77ページから78ページに中期計画の要点等をお示しいたしております。

続きまして、議案第32号 令和7年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

議案書261ページをお願いいたします。

今回の歳入歳出予算の補正は4,883万1,000円を減額し、補正後の総額を329億1,256万円とするものでございます。

議案書263ページ下段の歳出の表をお願いいたします。

第1款 総務費、第1項 総務管理費で2,787万6,000円の減額は、主に電算処理負担金及び通信運搬費の減額、第2項 徴収費で675万2,000円の減額は、職員人件費の減額によるものでございます。

第2款 保険給付費で1,522万5,000円の減額は、第1項 療養諸費の800万円、第4項 出産育児諸費の400万円、第5項 葬祭諸費の300万円、第7項 傷病手当金諸費の22万5,000円の減額によるものでございます。

第4款 保健事業費、第1項 特定健康診査等事業費で2,300万円の減額は、特定健康診査業務委託料の減額によるものでございます。

第5款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金で2,402万2,000円の追加は、過年度に交付されていた府支出金の確定精算等に伴う返還金が生じたことによる追加でございます。

次に、上段の歳入の表をお願いいたします。

第1款 国民健康保険料、第1項 国民健康保険料で2億407万7,000円の追加は、国民健康保険料が予算を上回る見込みとなったことによるものでござ

います。

第4款 府支出金、第1項 府補助金で3,822万5,000円の減額は、歳出で申しあげました特定健康診査業務委託料等の減額に伴う保険給付費等交付金の減額によるものでございます。

第5款 繰入金、第1項 一般会計繰入金で2億1,468万3,000円の減額は、保険基盤安定制度に係る繰入額の確定等に伴うものでございます。

続きまして、議案第35号 令和7年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

議案書345ページをお願いいたします。

今回の歳入歳出予算の補正は5億5,387万4,000円を追加し、補正後の総額を79億7,020万4,000円とするものでございます。

議案書347ページ下段の歳出の表をお願いいたします。

第1款 総務費、第1項 総務管理費で610万9,000円の減額は、職員人件費での減額、第2項 徴収費で2,410万2,000円の減額は、職員人件費及び委託料の減額によるものでございます。

第2款 後期高齢者医療広域連合納付金、第1項 後期高齢者医療広域連合納付金で5億8,408万5,000円の追加は、後期高齢者医療広域連合保険料納付金が予算を上回る見込みとなったこと等によるものでございます。

次に、上段の歳入の表をお願いいたします。

第1款 後期高齢者医療保険料、第1項 後期高齢者医療保険料で6億2,092万5,000円の追加は、後期高齢者医療保険料が予算を上回る見込みとなったことによるものでございます。

第3款 繰入金、第1項 一般会計繰入金で6,705万1,000円の減額は、保険基盤安定制度に係る繰入額の確定等に伴うものでございます。

以上が、議案第5号、議案第17号、議案第32号及び議案第35号の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 保健所長。

（保健所長登壇）

○松林恵介保健所長 御上程いただきました議案第6号 吹田市保健所事務手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

議案書41ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴う規定整備を行うものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げますので、議案参考資料39ページの現行・改正案対照表をお願いいたします。

第16条第7項の改正でございますが、引用しております医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の条項移動に伴う規定整備を行うものでございます。

議案書41ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございますが、この条例は本年5月1日から施行することといたしております。

以上が、本案の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

（都市計画部長登壇）

○清水康司都市計画部長 御上程いただきました議案第7号 吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

議案書の43ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴う規定整備を行うものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げますので、43ページの現行・改正案対照表を御覧いただきたいと存じます。

別表第13項の改正でございますが、引用しておりますマンションの建替え等の円滑化に関する法律の題名の改正及び条項移動に伴う規定整備を行うものでございます。

議案書の43ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございますが、この条例は本年4月1日から施行することといたしております。

以上が、本案の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 水道事業管理者職務代理者。

（水道事業管理者職務代理者水道部長登壇）

○原田有紀水道事業管理者職務代理者水道部長 御上程いただきました議案第8号、議案第28号及び議案第37号につきまして、提案の理由及びその概要を一括して御説明申し上げます。

まず、議案第8号 吹田市水道条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案書の45ページをお願いいたします。

本案は、非常災害時に給水装置工事を施行することができる事業者の範囲を拡大するものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げますので、45ページの現行・改正案対照表をお願いいたします。

改正案の第9条第4項でございますが、本市の給水装置工事は、本市の指定を受けた指定給水装置工事事業者でなければ施行することができないところを、大規模地震等の非常災害時には、本市以外の水道事業者から指定を受けた工事事業者も施行することができるようにするものでございます。

議案書の45ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございますが、この条例は本年4月1日から施行することといたしております。

なお、議案参考資料の47ページに本案の概要をお示しいたしておりますので、併せて御覧いただきますようお願いいたします。

次に、議案第28号 令和8年度（2026年度）吹田市水道事業会計予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

水道事業におきましては、物価高の長期化など経

営面の厳しさがある中で、災害への備えや施設の老朽化対策など、強靱化の取組を進めているところでございます。また、これら多額の建設投資の財源を確保するため、経営基盤強化の取組として適正な料金水準の検討を進め、持続可能な水道事業の実現に向け、各事業を推進してまいります。

それでは、吹田市水道事業会計予算書の3ページをお願いいたします。

第1条は、本予算の総則を定めるものでございます。

第2条は、業務の予定量をお示しのとおり予定するものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出でございます。

収入の部は、第1款 水道事業収益におきまして、前年度比0.9%減の85億9,651万2,000円を見込んでおりまして、第1項の営業収益は、給水収益などで78億9,189万6,000円を、第2項の営業外収益は、加入金などで7億461万6,000円を予定するものでございます。

4ページに参りまして、支出の部は、第1款 水道事業費用におきまして、前年度比1.9%増の81億6,658万6,000円を予定しておりまして、第1項 営業費用は、取水、送配水、給水などに係るもので、総額76億9,512万3,000円を、第2項 営業外費用は、企業債利息、消費税などで4億2,146万3,000円を予定しております。また、第3項では、予備費として5,000万円を計上しております。

この結果、単年度の収益的収支は税込みで4億2,992万6,000円の利益を見込んでおり、その全額を建設改良事業の財源とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出でございます。

収入の部は、第1款 資本的収入におきまして12億7,951万8,000円を予定しておりまして、第1項 企業債は、管路及び浄配水施設の整備に係る建設改良事業に充てるもので12億900万円を、第2項 補助金は、配水支管整備事業及び水道情報活用システム導入に係る国庫補助金で1,442万8,000円を、第3項 工事負担金は、消火栓の設置に係る一般会計からの負担金収入で5,609万円をそれぞれ予定するものでございます。

支出の部は、第1款 資本的支出におきまして37億5,178万4,000円を予定しておりまして、第1項 建設改良費は、耐震化をはじめとした施設の強靱化を図る建設改良事業に要する費用で31億2,108万5,000円を、第2項 企業債償還金は、企業債の元金の償還として6億3,069万8,000円を、また第3項 開発負担金返還金は、開発変更に伴う返還に備えての科目設定でございます。

なお、資本的収支の不足額24億7,226万6,000円につきましては、損益勘定留保資金などの自己資金により補填するものでございます。

5ページをお願いいたします。

第5条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を記載のとおり定めるものでございます。

6ページに参りまして、第6条は12億900万円を限度額として起債を予定するものでございます。

第7条は、一時借入金の限度額を10億円と定めるものでございます。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合として、予定支出の各項に不足が生じた場合の取扱いを定めるものでございます。

7ページをお願いいたします。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるもので、職員給与費を該当項目とするものでございます。

第10条は、棚卸資産の購入限度額を8,927万3,000円と定めるものでございます。

第11条は、重要な資産の取得といたしまして、水道料金システム用サーバー等の機器の購入を予定するものでございます。

予算案の概要は以上でございますが、9ページからは予算に関する説明を、43ページからは予算参考資料といたしまして各種明細を、また議案参考資料には、341ページに長期継続契約予定一覧表を、343ページからは予算の概要を、345ページからは建設改良工事の明細を添付しておりますので、併せて御参照賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第37号 令和7年度（2025年度）吹田市水道事業会計補正予算（第2号）につきまし

て御説明申し上げます。

今回の補正は、国の補正予算の成立並びに本年度の決算見込みの算定により生じました増減についてお願いするものでございます。

議案書379ページをお願いいたします。

第1条は、本補正予算の総則を定めるものでございます。

第2条は、収益的収入及び支出でございまして、収入の部、第1款 水道事業収益を7,131万3,000円減額し、総額を86億673万8,000円に改めるものでございます。

内訳でございますが、第1項 営業収益におきまして5,117万3,000円減額、第2項 営業外収益におきまして2,014万円減額するものでございます。

次に、支出の部は、第1款 水道事業費用を1億8,823万6,000円減額し、総額を79億250万7,000円に改めるものでございます。

内訳でございますが、第1項 営業費用におきまして1億8,423万6,000円減額、第2項 営業外費用におきまして400万円減額するものでございます。

380ページをお願いいたします。

第3条は、資本的収入及び支出でございまして、収入の部、第1款 資本的収入を3,032万8,000円増額し、総額を26億133万8,000円に改めるものでございます。

内容でございますが、国の補正予算成立を受けまして、第2項 補助金を3,032万8,000円追加するものでございます。

次に、支出の部では、第1款 資本的支出を1億992万3,000円増額し、総額を69億5,444万9,000円に改めるものでございます。

内容でございますが、第1項 建設改良費におきまして、工事費の増額により1億655万6,000円増額、第5項に国庫補助金返還金336万7,000円を追加するものでございます。

第4条は、予算第5条に定めております債務負担行為のうち、お示しの佐井寺配水場受変電設備機能増設工事について実施の必要がなくなったことから廃止をお願いするものでございます。

381ページに参りまして、第5条は、予算第9条

に定めております議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、(1)の職員給与費を1,237万円減額し、総額を14億480万5,000円とするものでございます。

第6条は、予算第11条の次に第12条を加える旨、定めるもので、第12条において一般会計から児童手当に係る補助を受ける金額を1,076万2,000円とする旨、定めるものでございます。

なお、382ページから401ページに今回の補正により変更のございました予算実施計画、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、予定貸借対照表及び予定キャッシュ・フロー計算書を記載しております。

また、議案参考資料477ページから483ページに、本案に係る資料をお示ししております。

以上が、議案第8号、議案第28号及び議案第37号の提案理由及びその概要でございます。

よろしく御審議の上、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 地域教育部長。

(地域教育部長登壇)

○二宮清之地域教育部長 御上程いただきました議案第9号 吹田市公民館条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案の理由及びその概要を説明申し上げます。

議案書47ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、吹一地区公民館の位置を変更するとともに、吹一地区公民館さんくす分館を廃止するものでございます。

以下、改正案の内容につきまして、議案参考資料の現行・改正案対照表により説明申し上げます。

議案参考資料の49ページを御覧いただきたいと存じます。

第2条第1項第1号の改正でございますが、老朽化と狹隘の解消のために、吹一地区公民館を新築移転するため、その位置を変更するものでございます。

移転後の位置につきましては、現在、新施設が建設工事中であり、住居表示が確定しないため、改正案は地番で表示しております。

次に、同条第2項の改正でございますが、新築移転により、吹一地区公民館の狹隘が解消されること

に伴い、吹一地区公民館さんくす分館を廃止するため、当該規定を削除するものでございます。

議案書の47ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございますが、この条例は本年11月1日から施行することといたしております。

なお、議案参考資料の51ページに、本案の概要をお示しいたしておりますので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

以上が、本案の提案の理由及びその概要となりますので、本案について御審議いただき、原案どおり御可決賜りますよう、よろしく御願申し上げます。

○矢野伸一郎議長 消防長。

(消防長登壇)

○山田武史消防長 御上程いただきました議案第10号 吹田市火災予防条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

議案書49ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正され、サウナ設備のうち、テント等に設置される熱量の小さい簡易サウナ設備について、一般のサウナ設備よりも緩和された位置、構造及び管理の基準が定められることに伴い、本条例においても同様の基準を定めるものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げますので、議案参考資料53ページからの現行・改正案対照表をお願いいたします。

55ページにかけての第3条第1項の改正につきましては、簡易サウナ設備の基準を定めることに伴う規定整備及び文言の整理を行うものでございます。

56ページにかけての改正案第7条の2につきましては、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準について、省令と同様に定めるものでございます。

改正案第7条の3につきましては、簡易サウナ設備の基準を定めることに伴う規定整備を行うものでございます。

第29条の7第1項第1号の改正につきましては、

住宅における火災の予防を推進するため、普及を促進する設備等に感震ブレーカーを加えるものでございます。

57ページの第44条の改正につきましては、簡易サウナ設備の設置について届出を義務づけるものでございます。

議案書の50ページにお戻りいただきたく存じます。

附則でございますが、この条例の施行期日を本年3月31日と定めるものでございます。

以上が、本案の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 市民部長。

（市民部長登壇）

○大山達也市民部長 御上程いただきました議案第11号（仮称）南千里駅前公共公益施設整備事業契約の一部変更につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

議案書51ページを御覧いただきたく存じます。

本案は、（仮称）南千里駅前公共公益施設整備事業契約のうち、維持管理、運営に係る対価について変更を行うものでございます。

平成21年（2009年）9月定例会において御可決賜りました原契約におきましては、維持管理・運営に係る対価について、物価変動の指数に1.5ポイント以上の増減が生じた場合は、改定を行うことが定められております。

今般、前回改定時の指数と比較対象となる令和6年度（2024年度）の指数を比較したところ、規定されている要件を満たしたため、物価変動に伴う契約金額の改定を行うものでございます。

これにより、維持管理・運営に係る対価が、変更前の32億3,581万3,028円から、変更後は32億8,832万1,339円となりますことから、契約金額につきましても、変更前の84億8,433万94円から、変更後は85億3,683万8,405円に増額するものでございます。

なお、議案参考資料59ページに本案に係る資料をお示しいたしております。

以上が、本案の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 土木部長。

（土木部長登壇）

○真壁賢治土木部長 御上程いただきました議案第12号及び議案第18号につきまして、提案の理由及びその概要を一括して御説明申し上げます。

まず、議案第12号 高浜橋耐震補強及び補修工事請負契約の一部変更につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書53ページを御覧いただきたく存じます。

本工事につきましては、国から要請がありました賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）の適用により、請負金額を変更するものです。

また、そのほかにも、橋桁の塗装を塗り替える一部分において、橋桁に取り付けられている通信管が支障となることから、施工方法を変更することや、工事途中の歩道の占有範囲を小さくし、歩行者の安全を確保するため、仮囲いの組換えを行うなど、設計条件と現場条件の差異に伴う設計内容の変更や設計数量の変更を行うものです。

以上の理由により、請負金額を8億7,402万8,100円から8億8,593万1,200円に変更しようとするものでございます。

なお、議案参考資料の61ページに詳細をお示ししておりますので、併せて御覧いただきますようお願いいたします。

以上が、議案第12号の提案の理由及びその概要でございます。

次に、議案第18号 市道路線の認定につきまして御説明申し上げます。

議案書の89ページを御覧いただきたく存じます。

道路法第8条第2項により、今回認定いたしますのは、議案書90ページの整理番号1番、青葉丘南21号線から議案書91ページの整理番号16番、垂水町歩行者専用1号線までの16路線で、延長1,386.8mで

ございます。

路線認定の内容でございますが、整理番号1番、青葉丘南21号線から整理番号9番、末広町19号線までの9路線は、開発行為の移管に伴います路線認定でございます。

整理番号10番、垂水町87号線から整理番号13番、南吹田101号線は、私道の寄附に伴います路線認定でございます。

整理番号14番、日の出町20号線は、使用貸借契約に伴います路線認定でございます。

整理番号15番、佐井寺81号線は、他部署からの所管替えに伴います路線認定でございます。

整理番号16番、垂水町歩行者専用1号線は、上の川上部に築造した歩道を路線認定するものでございます。

なお、議案参考資料79ページから96ページにわたりまして道路法の抜粋、調書及び位置図を添付いたしております。

以上が、議案第18号の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 地域整備担当理事。

（地域整備担当理事登壇）

○梶崎浩明理事（地域整備担当） 御上程いただきました議案第13号及び議案第36号につきまして、提案の理由及びその概要を一括して御説明申し上げます。

まず、議案第13号は、令和7年2月定例会において御可決賜りました佐井寺西土地区画整理事業に係る雨水調整池等築造工事（その1）請負契約の請負金額を変更するものでございます。

議案書55ページをお願いいたします。

本工事の当初設計における土留工は、泥土低減型の柱列壁工法のうちから経済的に最も有利となる工法を選定していましたが、当該工法を施工する工法の協会が解散したことから、現存する工法への変更が必要となったものです。

そのほか、掘削土量や石積擁壁の撤去数量などにも変更が生じたことから、併せて変更するものです。

また、国から通知を受けました公共工事設計労務

単価についての運用に係る特例措置の適用により、受注者から新労務単価に基づく請負金額の変更請求があったことから、これらを併せまして、請負金額を9億2,612万1,900円から10億3,105万3,100円に変更しようとするものでございます。

なお、議案参考資料の63ページに議案第13号の請負契約の一部変更に係る概要をお示ししておりますので、併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第36号 令和7年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

議案書367ページをお願いいたします。

今回の歳入歳出予算の補正は1億9,599万7,000円を減額し、補正後の総額を16億1,168万5,000円とするものでございます。

議案書369ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出補正予算のうち、下段、歳出の第1款、第1項 用地取得費で1億86万1,000円の減額は、取得交渉に期間を要した一部の用地について、年度内での契約締結が見込めないことによるものでございます。

第2款 諸支出金、第1項 繰入金で25万6,000円の増額は、令和6年度決算における剰余金を一般会計へ繰り出すものでございます。

第3款、第1項 公債費で9,539万2,000円の減額につきましては、一般会計による用地の再取得費用の変更に伴うものでございます。

次に、上段、歳入につきまして、第1款、第1項 土地開発基金借入金で1億60万5,000円の減額、第2款 繰入金、第1項 一般会計繰入金で25万6,000円の減額は、取得交渉に期間を要した一部の用地について、年度内での契約締結が見込めないことによるものでございます。

第3款 財産収入、第1項 財産売却収入で9,539万2,000円の減額は、国庫補助金の配当に併せて、一般会計による用地の再取得費用を変更したことによるものでございます。

また、第4款 繰越金、第1項 繰越金で25万6,000円の追加は、令和6年度決算の剰余金でござ

います。

続きまして、議案書370ページ及び371ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございますが、第1款、第1項 用地取得費の千里丘朝日が丘線用地取得事業の令和8年度への繰越明許費について7,370万円から2億65万1,000円への増額は、取得交渉に期間を要し、年度内での契約締結を見込めない用地が増加したことによるものでございます。

以上が、議案第13号及び議案第36号の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

（学校教育部長登壇）

○井田一雄学校教育部長 御上程いただきました議案第14号及び議案第15号の提案の理由及びその概要を一括して御説明申し上げます。

まず、議案第14号 吹田市立小・中学校特別教室等空調設備整備事業契約の一部変更につきまして御説明申し上げます。

議案書57ページをお願いいたします。

本議案は、令和2年11月定例会で御可決賜りました事業契約におきまして、物価変動により維持管理のサービス対価が不相当となった場合、変動前の金額の3%を超える額につき、当該サービス対価の変更に応じることが定められているところ、令和6年に公表された指標の年平均値と令和7年に公表された指標の年平均値とを比較し、3%以上の変動が認められましたので、令和8年度支払い分から適用して維持管理のサービス対価を変更し、契約金額の改定を行うものでございます。

改定内容といたしましては、維持管理のサービス対価が変更前の4億2,386万1,711円から、変更後は4億2,547万6,247円となりますことから、契約金額につきましても変更前の22億3,134万1,966円から、変更後は22億3,295万6,502円に増額するものでございます。

なお、議案参考資料65ページに本議案に係る資料といたしまして、概要等をお示しいたしております。

次に、議案第15号 吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の一部変更につきまして御説明申し上げます。

議案書の59ページをお願いいたします。

本議案は、令和5年11月定例会で御可決賜りました事業契約におきまして、物価変動により維持管理のサービス対価が不相当となった場合、変動前の金額の3%を超える額につき、当該サービス対価の変更に応じることが定められているところ、令和5年に公表された指標の年平均値と令和7年に公表された指標の年平均値とを比較し、3%以上の変動が認められましたので、令和8年度支払い分から適用して維持管理のサービス対価を変更し、契約金額の改定を行うものでございます。

改定内容といたしましては、維持管理のサービス対価が変更前の6億643万7,524円から、変更後は6億1,561万3,669円となりますことから、契約金額につきましても変更前の50億5,457万2,160円から、変更後は50億6,374万8,305円に増額するものでございます。

なお、議案参考資料67ページに本議案に係る資料といたしまして、概要等をお示しいたしております。

以上が、議案第14号及び議案第15号の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 春藤副市長。

（春藤副市長登壇）

○春藤尚久副市長 御上程いただきました議案第19号 令和8年度吹田市一般会計予算から議案第27号 令和8年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算までの9議案につきまして、一括して御説明を申し上げます。

まず、概要でございますが、歳入面では、生産年齢人口や給与所得の増加などによる市税の増加傾向が続いており、前年度を超える収入を見込んでおります。

歳出面では、社会保障関係費や人件費等の義務的経費に係る財源を確保しながらも、子供・子育て政策の強化や公共施設の老朽化対策などの行政課題へ

の対応、インフラの整備などの将来に向けた投資に係る経費を計上いたしております。

次に、全体の予算規模について御説明いたします。

令和8年度吹田市一般会計予算及び予算説明書の1ページをお願いいたします。

一覧表にてお示しのとおり、一般会計の本年度予算額は1,819億9,656万7,000円で、前年度当初予算と比較し15億5,173万5,000円、0.9%の増、特別会計の合計は815億7,893万5,000円で、前年度比36億9,407万円、4.7%の増、最下段の合計額は2,635億7,550万2,000円で、前年度比52億4,580万5,000円、2.0%の増でございます。

それでは、各議案の主な内容につきまして、順に御説明を申し上げます。

令和8年度吹田市一般会計予算及び予算説明書の5ページをお願いいたします。

議案第19号 令和8年度吹田市一般会計予算につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額を1,819億9,656万7,000円とし、第2条では債務負担行為について、第3条では地方債について、第4条では一時借入金の限度額について、第5条では歳出予算の各項の経費を流用することができる場合について、それぞれ記載のとおり定めるものでございます。

6ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算、歳入におきましては、第1款 市税は773億3,704万6,000円で、前年度比35億2,170万2,000円、4.8%の増、うち市民税は前年度比28億6,961万1,000円、7.9%の増、固定資産税は前年度比5億9,273万8,000円、2.1%の増、第2款 地方譲与税は6億3,800万円で、前年度比1,200万円、1.8%の減、第3款 利子割交付金は3億9,800万円で、前年度比2億600万円、107.3%の増、第4款 配当割交付金は12億1,400万円で、前年度比3億2,400万円、36.4%の増、第5款 株式等譲渡所得割交付金は10億9,000万円で、前年度比1億3,600万円、14.3%の増、第6款 法人事業税交付金は14億6,100万円で、前年度比1億1,900万円、8.9%の増、第7款 地方消費税交付金は107億2,700万円で、前年度比12億1,700万円、12.8%の増、第8款 地方特例交付金は5億2,834万7,000円で、

前年度比2億1,934万7,000円、71.0%の増。

7ページに移りまして、第9款 地方交付税は48億2,900万円で、前年度比7億200万円、17.0%の増、第10款 交通安全対策特別交付金は3,100万円で、前年度比700万円、18.4%の減、第11款 分担金及び負担金は4億9,717万6,000円で、前年度比699万5,000円、1.4%の増、第12款 使用料及び手数料は31億9,653万5,000円で、前年度比1億2,228万5,000円、4.0%の増、第13款 国庫支出金は407億9,283万7,000円で、前年度比14億6,070万4,000円、3.5%の減、第14款 府支出金は139億5,363万4,000円で、前年度比5億3,190万7,000円、4.0%の増、第15款 財産収入は2億4,869万6,000円で、前年度比6,316万3,000円、34.0%の増、第16款 寄附金は23億1,302万5,000円で、前年度比2億3,562万6,000円、9.2%の減、第17款 繰入金は98億1,531万5,000円で、前年度比27億3,860万1,000円、21.8%の減。

8ページに移りまして、第18款 諸収入は36億8,345万6,000円で、前年度比11億3,743万3,000円、23.6%の減、第19款 市債は92億4,250万円で、前年度比2億2,470万円、2.5%の増でございます。

9ページをお願いいたします。

歳出におきまして、第1款 議会費は7億4,118万8,000円で、前年度比532万3,000円、0.7%の減、第2款 総務費は180億9,341万5,000円で、前年度比5億7,535万9,000円、3.3%の増、第3款 民生費は929億4,147万7,000円で、前年度比4億518万6,000円、0.4%の減、第4款 衛生費は180億1,590万1,000円で、前年度比34億3,861万1,000円、23.6%の増、第5款 労働費は2億2,900万6,000円で、前年度比602万4,000円、2.7%の増、第6款 農業費は8,346万6,000円で、前年度比785万円、8.6%の減、第7款 商工費は16億6,924万1,000円で、前年度比1億3,096万5,000円、7.3%の減。

10ページに移りまして、第8款 土木費は187億7,101万3,000円で、前年度比3,648万1,000円、0.2%の増、第9款 消防費は52億7,472万4,000円で、前年度比17億5,538万9,000円、25.0%の減、第10款 教育費は183億8,714万4,000円で、前年度比12億1,350万円、6.2%の減、第11款 公債費は76億

5,835万7,000円で、前年度比9億4,479万6,000円、14.1%の増、第12款 諸支出金は8,154万5,000円、第13款 予備費は5,000万円を計上いたしております。

12ページ、13ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為につきましては、1行目の本庁舎中層棟高圧受電設備更新工事から、20ページ、21ページに移りまして、最下段の東山田小学校給食調理等業務までにつきまして、それぞれお示しのとおり期間と限度額を定めるものでございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

第3表 地方債につきましては、1行目の車両用充電設備整備事業から、26ページ、27ページに移りまして、最下段の青少年活動サポートプラザ整備事業までにつきまして、限度額、起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ定めるものでございます。

一般会計予算の説明は以上でございます。

続きまして、令和8年度吹田市特別会計予算及び予算説明書の5ページをお願いいたします。

議案第20号 令和8年度吹田市国民健康保険特別会計予算につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額を335億9,522万7,000円とし、第2条では債務負担行為について、第3条では一時借入金の限度額について、第4条では歳出予算の各項の経費を流用することができる場合について、それぞれ記載のとおり定めるものでございます。

6ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算、歳入におきましては、第1款 国民健康保険料で68億6,175万6,000円、第4款 府支出金で234億6,832万円、第5款 繰入金で32億3,648万8,000円などを、7ページ、歳出におきましては、第1款 総務費で8億7,239万6,000円、第2款 保険給付費で226億4,140万4,000円、第3款 国民健康保険事業費納付金で96億6,167万6,000円、第4款 保健事業費で3億5,869万1,000円などをそれぞれ計上いたしております。

8ページ、9ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為におきましては、お示しの2業務について、それぞれお示しのとおり期間と限度額を定めるものでございます。

69ページをお願いいたします。

議案第21号 令和8年度吹田市部落有財産特別会計予算につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額を4億5,055万2,000円と定めるものでございます。

70ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算、歳入におきましては、第1款 繰越金で4億4,992万円、第2款 諸収入で63万2,000円を、歳出におきましては、第1款 財産費で4億5,055万2,000円をそれぞれ計上いたしております。

87ページをお願いいたします。

議案第22号 令和8年度吹田市勤労者福祉共済特別会計予算につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額を4,170万7,000円と定めるものでございます。

88ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算、歳入におきましては、第1款 共済掛金収入で2,487万2,000円、第2款 繰入金で1,308万1,000円、第3款 諸収入で375万4,000円を、歳出におきましては、第1款 福祉共済費で4,170万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

115ページをお願いいたします。

議案第23号 令和8年度吹田市介護保険特別会計予算につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額を361億1,017万円とし、第2条では債務負担行為について、第3条では歳出予算の各項の経費を流用することができる場合について、それぞれ記載のとおり定めるものでございます。

116ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算、歳入におきましては、第1款 介護保険料で69億578万5,000円、第3款 国庫支出金で81億7,492万5,000円、第4款 支払基金交付金で93億8,012万9,000円、第5款 府支出金で48億4,409万3,000円、第6款 繰入金で67億9,391万5,000円などを、117ページ、歳出におきましては、第1款 総務費で11億341万6,000円、第2款 介護保険給付費で334億9,521万4,000円、第5款 地域支援事業費で13億3,304万7,000円などをそれぞれ計上いたしております。

118ページ、119ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為につきましては、お示しの4業務につきまして、それぞれお示しのとおり期間と限度額を定めるものでございます。

179ページをお願いいたします。

議案第24号 令和8年度吹田市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額を85億2,331万8,000円とし、第2条では歳出予算の各項の経費を流用することができる場合について、それぞれ記載のとおり定めるものでございます。

180ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算、歳入におきましては、第1款 後期高齢者医療保険料で68億7,754万8,000円、第3款 繰入金で16億2,862万7,000円などを、歳出におきましては、第1款 総務費で3億6,866万円、第2款 後期高齢者医療広域連合納付金で81億3,777万5,000円などをそれぞれ計上いたしております。

219ページをお願いいたします。

議案第25号 令和8年度吹田市公共用地先行取得特別会計予算につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額を12億4,889万5,000円と定めるものでございます。

220ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算、歳入におきましては、第1款 土地開発基金借入金で3億4,215万2,000円、第3款 財産収入で8億9,303万8,000円などを、歳出におきましては、第1款 用地取得費で3億5,585万7,000円、第2款 諸支出金で8億997万3,000円、第3款 公債費で8,306万5,000円をそれぞれ計上いたしております。

241ページをお願いいたします。

議案第26号 令和8年度吹田市病院事業債管理特別会計予算につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額を15億898万1,000円とし、第2条では地方債についてお示しのとおり定めるものでございます。

243ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算、歳入におきましては、第1款 諸収入で7億4,428万1,000円を、第2款 市債で7億6,470万円を、歳出におきましては、第1

款 公債費で7億4,428万1,000円を、第2款 貸付金で7億6,470万円をそれぞれ計上いたしております。

244、245ページをお願いいたします。

第2表 地方債におきましては、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきまして、それぞれお示しのとおり定めるものでございます。

265ページをお願いいたします。

議案第27号 令和8年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額を1億8万5,000円とし、第2条では地方債についてお示しのとおり定めるものでございます。

267ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算、歳入におきましては、第1款 繰入金で1,587万6,000円、第2款 諸収入で4,248万9,000円、第3款 市債で2,621万2,000円、第4款 繰越金で1,550万8,000円を、歳出におきましては、第1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費で5,709万8,000円、第2款 公債費で2,876万4,000円、第3款 諸支出金で1,422万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

268ページ、269ページをお願いいたします。

第2表 地方債におきましては、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきまして、それぞれお示しのとおり定めるものでございます。

議案第19号から議案第27号までの説明は以上でございます。

なお、お手元の議案参考資料97ページから340ページにかけて、関連資料をお示しいたしております。別冊の吹田市事業別予算概要と併せて御参照いただき、よろしく御審議の上、それぞれ原案のとおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

○矢野伸一郎議長 説明の途中であります。議事の都合上、午後1時まで休憩いたします。

(午前11時53分 休憩)

○
(午後1時 再開)

○矢野伸一郎議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き、理事者の説明を求めます。下水道部長。

（下水道部長登壇）

○愛甲栄作下水道部長 御上程いただきました議案第29号及び議案第38号につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第29号 令和8年度（2026年度）吹田市下水道事業会計予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

重要な社会インフラであります下水道は、老朽化する施設への対応や激甚化する自然災害への備え、また物価高騰などによる経営への影響と、様々な課題に直面しております。

このような状況でありましても、災害リスクの軽減による安心、安全な暮らしを実現し、持続可能な経営に取り組んでまいります。

吹田市下水道事業会計予算書の3ページをお願いいたします。

まず、第1条は、本予算の総則を定めるものでございます。

第2条の業務の予定量として、有収水量は前年度に比べ1.1%減の4,231万590m³を見込んでおります。

第3条の収益的収入及び支出のうち、収入の部でございますが、第1款 下水道事業収益で前年度比2.8%減の97億8,486万6,000円を見込んでおります。

第1項 営業収益では、下水道使用料や他会計負担金などで80億3,493万4,000円を、第2項 営業外収益では、長期前受金戻入や他会計負担金などで16億6,459万1,000円を計上するほか、第3項 特別利益では、土地売却益などで8,534万1,000円を計上しております。

4ページをお願いいたします。

支出の部につきましては、第1款 下水道事業費用で前年度比1.9%減の95億1,423万3,000円を予定しております。

第1項 営業費用では、菅渠や処理場などの維持管理に係る費用などで90億6,740万4,000円を、第2項 営業外費用では、企業債利息などで4億4,682万8,000円を計上するほか、第3項 特別損失では、固定資産譲渡損1,000円を計上しております。

この結果、単年度収支では税込みで2億7,063万

3,000円の黒字を見込むものでございます。

次に、第4条、資本的収入及び支出のうち、収入の部でございますが、第1款 資本的収入で54億2,503万2,000円を見込んでおります。

主な内容は、企業債、国庫補助金などでございます。

支出の部につきましては、第1款 資本的支出で75億6,340万円を予定しております。

第1項 建設改良費では、老朽化対策や浸水・地震対策などに要する費用として54億1,815万9,000円を計上するほか、第2項 企業債償還金で21億3,812万9,000円、第3項 固定資産購入費で711万2,000円を計上しております。

5ページをお願いいたします。

第5条は、債務負担行為について、事項、期間及び限度額をそれぞれ設定するものでございます。

6ページをお願いいたします。

第6条は、企業債について各種発行条件を設定するものでございます。

7ページをお願いいたします。

第7条は、一時借入金の限度額を20億円に定めるものでございます。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合として、消費税に不足が生じた場合の取扱いを定めるものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を職員給与費とするものでございます。

以上が、予算案の概要でございますが、9ページ以降に予算に関する説明書を、また議案参考資料377ページから414ページに本案に係る資料をお示ししております。

続きまして、議案第38号 令和7年度（2025年度）吹田市下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

本補正予算は、本年度末を控え、本年度の決算見込みを算定いたしましたことに加え、国の補正予算が成立したことにより、予算額の修正を行うものでございます。

議案書の403ページをお願いいたします。

第1条は、本補正予算の総則を定めるものでございます。

次に、第2条の収益的収入及び支出のうち、収入の部でございますが、第1款 下水道収益で511万6,000円を減額し、総額を100億7,494万3,000円に改めるものでございます。

支出の部につきましては、第1款 下水道事業費用で1億9,554万1,000円を減額し、総額を95億3,212万4,000円に改めるもので、第1項 営業費用及び第2項 営業外費用の減額は、いずれも決算見込みによるものでございます。

404ページをお願いいたします。

第3条、資本的収入及び支出のうち、収入の部でございますが、第1款 資本的収入で14億5,770万1,000円を減額し、総額を36億3,520万5,000円に改めるもので、主な内容は、第1項 企業債で14億9,720万円を減額し、第2項 他会計負担金で398万3,000円を追加、第3項 国庫補助金では、国の補正予算の成立を受け4,592万5,000円を追加し、第4項 負担金などで1,040万9,000円を減額するものでございます。

次に、支出の部につきましては、第1款 資本的支出で13億2,394万1,000円を減額し、総額を62億6,088万9,000円に改めるもので、主な内容は、第1項 建設改良費におきまして、菅渠建設改良費及び流域下水道建設費負担金の減額などにより13億2,028万1,000円を減額するほか、第3項 固定資産購入費で366万円減額するものでございます。

405ページをお願いいたします。

第4条は、債務負担行為につきまして、追加するものでございます。

第5条は、企業債の限度額を26億4,320万円に改めるものでございます。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を減額するものでございます。

なお、406ページから425ページに、今回の補正により変更のございました、予算実施計画、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、予定貸借対照表、予定キャッシュ・フロー計算書を記載しております。

また、議案参考資料485ページから490ページに、本案に係る資料をお示ししております。

以上が、議案第29号及び議案第38号の提案理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 都市魅力部長。

（都市魅力部長登壇）

○脇寺一郎都市魅力部長 御上程いただきました議案第33号 令和7年度吹田市勤労者福祉共済特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

議案書285ページをお願いいたします。

今回の歳入歳出予算の補正は40万5,000円を減額し、補正後の総額を3,990万3,000円とするものでございます。

287ページ下段の歳出の表をお願いいたします。

第1款 福祉共済費、第1項 福祉共済費で40万5,000円の減額は、人件費及びその他決算見込みによる調整並びに勤労者福祉共済基金への積立金の計上によるものでございます。

次に、上段の歳入の表をお願いいたします。

第2款 繰入金、第1項 一般会計繰入金で201万9,000円、第2項 基金繰入金で3万4,000円の減額は、人件費及び勤労者福祉共済基金からの繰入金における決算見込みによる調整でございます。

次に、第3款 諸収入、第1項 預金利子で10万6,000円を追加するものでございます。

次に、第4款 繰越金、第1項 繰越金で154万2,000円の追加は、令和6年度（2024年度）における決算剰余金を繰り越すものでございます。

以上が、議案第33号の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

（福祉部長登壇）

○梅森徳晃福祉部長 御上程いただきました議案第34号 令和7年度吹田市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

議案書303ページをお願いいたします。

今回の歳入歳出予算の補正は1億8,980万5,000円を追加し、補正後の総額を345億4,263万円とするものでございます。

305ページの歳出の表をお願いいたします。

第1款 総務費、第1項 総務管理費で1,292万1,000円の減額、第2項 徴収費で10万3,000円の減額、第3項 介護認定審査会費で3,725万7,000円の減額、第2款 介護保険給付費、第1項 介護サービス等諸費で2億3,000万円の減額、第3項 その他諸費で200万円の減額、第6項 特定入所者介護サービス等費で1,000万円の減額は、決算見込みによる調整でございます。

次に、第3款 基金積立金、第1項 基金積立金で4億5,934万7,000円の追加は、介護保険給付費準備基金への積立金でございます。

次に、第4款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金で4,055万5,000円の追加は、過年度国庫支出金等の確定に伴う返還金でございます。

次に、第2項 繰出金で222万2,000円の減額、第5款 地域支援事業費、第1項 包括的支援事業・任意事業費で1,343万8,000円の減額は、決算見込みによる調整でございます。

次に、第2項 介護予防・日常生活支援総合事業費で192万3,000円の減額は、介護予防・生活支援サービス給付費1,347万2,000円を計上するほか、決算見込みによる調整でございます。

次に、第3項 その他諸費で23万3,000円の減額は、決算見込みによる調整でございます。

304ページの歳入の表をお願いいたします。

第3款 国庫支出金、第1項 国庫負担金で1億1,948万2,000円の追加は、国から交付される介護給付費負担金が予算を上回る見込みとなったためでございます。

次に、第2項 国庫補助金で4,945万円の追加は、保険者機能強化推進交付金2,030万円、介護保険保

険者努力支援交付金4,633万5,000円及び介護保険事業費補助金515万3,000円を計上するほか、決算見込みによる調整でございます。

次に、第4款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金で2億4,969万7,000円の減額、第5款 府支出金、第1項 府負担金で9,020万2,000円の減額、第2項 府補助金で884万4,000円の減額、第6款 繰入金、第1項 一般会計繰入金で1億249万5,000円の減額は、決算見込みによる調整でございます。

次に、第2項 基金繰入金で8,762万1,000円の追加は、介護保険給付費準備基金からの繰入金でございます。

次に、第7款 諸収入、第1項 雑入で4万2,000円の追加は、成年後見開始の申立諸費用の自己負担納入金3万5,000円などを計上するものでございます。

次に、第8款 財産収入、第1項 財産運用収入で497万8,000円の追加は、介護保険給付費準備基金の預金利子及び公債利子でございます。

次に、第9款 繰越金、第1項 繰越金で3億7,947万円の追加は、令和6年度決算の剰余金でございます。

議案第34号の説明は以上でございます。

よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 説明が終わりました。

質問は後日に受けることにいたします。

○矢野伸一郎議長 以上で本日の会議を閉じたいと存じます。

次の会議は2月25日（水曜日）午前10時に開会いたしますので、御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後1時17分 散会）

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

吹田市議会議長	矢野伸一郎	
吹田市議会議員	中西勇太	
吹田市議会議員	川田尚	
吹田市議会議員	浜川剛	